

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から14年6月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、12年7月から同年9月までは15万円、同年10月から13年7月までは28万円、同年8月から14年5月までは24万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から14年6月1日まで
平成12年5月から14年5月までの標準報酬月額は36万円のはずなのに、これより低い標準報酬月額で記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成12年5月から同年9月までは15万円、同年10月から13年7月までは28万円、同年8月から14年5月までは24万円と記録されていたところ、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(平成14年6月1日)の2か月後の同年8月5日付けで、12年7月1日に遡及して、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるとともに、同社の代表取締役である申立人の兄の標準報酬月額についても申立人と同額に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、代表取締役は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所には何度も出向いて相談した。」と供述しており、滞納処分票により、申立期間当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

また、事業所から提出された給与等支払明細表等により、当該訂正処理は、事実に基づいて行われた処理ではないことが確認できる。

さらに、A社の履歴事項全部証明書によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び同僚は「申立人は営業担当であり、社会保

險事務や経理については全く関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、同社の社会保険事務についての権限を有しておらず、標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成12年7月1日に遡及して申立人に係る標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的理由は無く、当該標準報酬月額の記録訂正が有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の標準報酬月額の記録を、申立期間のうち、平成12年7月1日から14年6月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、12年7月から同年9月までは15万円、同年10月から13年7月までは28万円、同年8月から14年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、申立期間当時、36万円の標準報酬月額であったと主張しているが、事業所提出の給与支払等明細表等により確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は36万円を下回っており、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとまで認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成12年5月及び同年6月の標準報酬月額については、遡及訂正された事実は確認できない上、給与等支払明細書等によれば、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月21日から57年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を55年1月21日、資格喪失日に係る記録を57年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月21日から58年1月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、年金事務所の回答では、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとのことであった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚が「申立人を知っている。トレーラー運転手をしていた。」と供述している上、申立人に係る雇用保険の加入記録により、雇用保険の資格取得日が昭和55年1月21日、離職日が57年9月20日であることが確認できることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた事業主の妻は「雇用保険に入っていたのであれば年金にも入っていたはずである。」と供述している上、申立人の同僚が「申立人と同じトレーラー運転手は5、6名いた。」と供述しているところ、申立人と同時期にトレーラー運転業務に従事していたとして同僚から氏名の挙がった6人全員に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年1月21

日から57年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月21日から57年9月21日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年9月22日から58年1月1日までの期間については、A社は「当時の事業主は既に他界しており、申立人の資格取得に関する届出や保険料納付については、当時の資料が無く、不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

私は昭和48年3月12日にA社へ入社し、現在に至るまで継続して勤務している。しかし、厚生年金保険の記録では昭和48年7月1日付けで同社本社から同社C支店に転勤となった期間について、1か月の空白期間がある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事稟議書、同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の記載に誤りがあったとしており、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年6月30日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1796

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月29日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年1月から同年9月までは28万円、同年10月から6年2月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月24日から6年6月11日まで

私は、申立期間においてA社に正社員として勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述及び申立人の雇用保険加入記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年1月24日)の後の平成6年3月29日付けで、遡って5年1月24日と訂正されている上、同年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上記のとおり、当該事業所は、平成5年1月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録が6年3月29日付けで遡及して訂正処理されている者及び同日付けで5年10月1日の定時決定の記録が取り消されている者が複数存在していることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記訂正処理が行われた平成

6年3月29日において、A社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた6年3月29日であると認められる。

また、平成5年1月から6年2月までの標準報酬月額については、上記訂正処理前のオンライン記録から、5年1月から同年9月までは28万円、同年10月から6年2月までは24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年3月29日から同年6月11日までの期間については、A社の事業主は所在不明のため連絡を取ることができず、申立人は給与明細書等を保有していないことから、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、平成6年3月以降の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1797

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月29日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年1月から同年9月までは38万円、同年10月から6年2月までは28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月24日から6年4月26日まで

私は、申立期間においてA社に正社員として勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述及び申立人の雇用保険加入記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年1月24日）の後の平成6年3月29日付けで、遡って5年1月24日と訂正されている上、同年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上記のとおり、当該事業所は、平成5年1月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録が6年3月29日付けで遡及して訂正処理されている者及び同日付けで5年10月1日の定時決定の記録が取り消されている者が複数存在していることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記訂正処理が行われた平成6年3月29日において、A社は法人であることが確認できることから、厚生

年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた6年3月29日であると認められる。

また、平成5年1月から6年2月までの標準報酬月額については、上記訂正処理前のオンライン記録から、5年1月から同年9月までは38万円、同年10月から6年2月までは28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年3月29日から同年4月26日までの期間については、A社の事業主は所在不明のため連絡を取ることができず、申立人は給与明細書等を保有していないことから、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、平成6年3月以降の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年12月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年1月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月24日から同年11月頃まで

私は、申立期間においてA社に運転手として勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述及び申立人の雇用保険加入記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年1月24日）の後の平成6年3月29日付けで、遡って5年1月24日と訂正されている上、同年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上記のとおり、当該事業所は、平成5年1月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録が6年3月29日付けで遡及して訂正処理されている者及び同日付けで5年10月1日の定時決定の記録が取り消されている者が複数存在していることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記訂正処理が行われた平成6年3月29日において、A社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人の勤務時期に係る供述から判断すると、同年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記訂正処理前のオンライン記録から、平成5年1月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1799

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和63年4月から平成2年9月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成4年9月30日まで

A社において、給与から控除されていた厚生年金保険料と年金事務所から送付されてきた記録が相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年9月までは11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から4年8月までの期間については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬

月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、昭和63年4月から平成2年9月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成19年7月25日は24万円、同年12月14日は31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月14日

申立期間①について、賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与の記録が無い。申立期間②は、標準賞与額と実際の賞与額が違っている。申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年7月及び同年12月の賞与明細書及び事業所から提出された平成19年賃金台帳により、申立人は、申立期間①について事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び申立期間②について、申立人が主張するとおり、賞与額に見合う標準賞与額はオンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる賞与額及び

厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 24 万円、申立期間②は 31 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間①については、賞与支払届の控え等もなく、不明。申立期間②については、当時の事務担当者が誤った届出をした可能性がある。」と供述しており、申立期間①について、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、賞与額が 27 万 4,000 円となっていることから、申立人が主張する賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 3 月 12 日まで

私が保管している給与明細書に記載された厚生年金保険料の金額が、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額に見合う保険料より高額となっているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 61 年 10 月から 62 年 2 月までの給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、報酬月額が 17 万 4,800 円となっていることから、事業主が 17 万 4,800 円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月16日から42年4月9日まで
申立期間について、A社において「B」の名前で厚生年金保険に加入していた。日本年金機構から手紙を受け取って、脱退手当金を受給した記録となっていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立期間及び申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は同一事業所であるにもかかわらず、それぞれの被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月17日から24年11月17日まで
② 昭和25年10月29日から同年12月1日まで

私は船員手帳に記載のあるとおり、昭和23年1月17日から26年10月20日までA丸に乗船していた。申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は申立期間において、A丸に甲板員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するため設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船舶所有者台帳によると、A丸は、昭和23年10月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年1月17日から同年9月30日までの期間については、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立期間に係るA丸の船員保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に乗船していたとする同僚二人のうち一人は申立期間において船員保険被保険者資格を取得しておらず、もう一人の同僚については、申立期間のうち昭和23年10月1日から24年4月1日までの期間の船員保険被保険者記録はあるものの、このほかに申立期間における船員保険被保険者記録は無い上、「申立人とA丸と一緒に乗船していたが、いつの時期に一緒だったかは覚えていない。」と供述しており、申立期間における申立人のA丸での乗船について確認はできなかった。

加えて、A丸の船舶所有者は既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月頃から 42 年 12 月頃まで
② 昭和 48 年 2 月頃から 49 年 12 月頃まで
③ 平成 11 年 2 月頃から 12 年 12 月頃まで

申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所に約2年間ずつ勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会しても、A事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は無いとの回答があり、当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「A事業所はD社の下請けであった。」と供述していることから、D社に照会したところ、「当時を知る者がおらず、A事業所が当社の下請けであったかどうか確認できない。また、下請会社の従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはない。」との回答があり、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたB事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会しても、B事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は無いとの回答があり、当時の役員等関係者の所在も判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除

の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「B事業所に勤務したのはE社を退職した後であった。」と供述しているものの、オンライン記録によると、申立人はE社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失する以前にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間②はE社及びF社における厚生年金保険被保険者期間である。

申立期間③のうち平成11年5月24日から12年9月22日までの期間について、申立人がC事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

しかしながら、申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC事業所に照会したところ、「申立人はパート勤務であったので、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、G市から提出された申立人に係る平成12年分給与支払報告書によると、申立人の同年分の給与から控除された社会保険料額は雇用保険料額とほぼ一致しており、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間③のうち、平成11年3月から60歳に到達した12年*月までの期間は、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 12 日から 45 年 9 月 21 日まで
私は出産するまでA社に勤務していたが、育児をするために退職した。その際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 4 月に A 社に入社し、椎茸の選別や箱詰めの仕事をして
いた。同社には 1 年 4 か月勤務したので、申立期間について、厚生年金保険
被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会
したところ、申立人のことを記憶しているものの、勤務時期については記憶し
ておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等
についての供述を得ることはできなかった。

また、A 社は昭和 54 年 9 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しな
く
なっているため、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役
に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の
申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状
況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 34 年 8
月 1 日に被保険者資格を喪失したこと、及びその備考欄には健康保険証の返納
を意味する「返」の表示が記されている上、遡って訂正された記録は無く記載
内容に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1807 (事案 1587 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで A 社に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

再申立てするので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間について、A 社により提出された給与台帳から、申立人が同社で勤務していたことは確認できるものの、当該給与台帳からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できること、ii) A 社に照会したところ、「必ずしも入社と同時に厚生年金保険への加入手続は行っていなかった。」との回答があった上、複数の同僚が、入社後すぐには厚生年金保険に加入していない旨の供述をしていること、iii) 申立期間における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提示することなく、「上記通知に納得できない。退職時に雇用保険の申請手続をしてもらった記憶があり、厚生年金保険も加入していたはずである。」と主張しているが、公共職業安定所に照会したところ、前職の B 社における雇用保険の申請手続がされたことは推認できるものの、A 社において雇用保険に加入していた事実は確認できない。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定

を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年 事案 1808 (事案 697 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで
② 昭和 44 年 4 月 9 日から 48 年 7 月 1 日まで

申立期間について、保険料は全部会社負担ということで、健康保険証や失業保険証をもらった。社長から頼まれAの中にある社会保険事務所に保険料を納めに行ったことがある。また、工事現場を変わるたびにB社の親会社であるC社の宿舎に住んでおり、間違いなく勤務していたため、申立期間について、厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) B社における元役員の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推認できるが、社会保険事務所(当時)の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年11月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 申立人が記憶している同社の申立期間当時の上司や同僚は、既に他界している、又は連絡先不明のため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかつた上、同社の厚生年金保険被保険者名簿における被保険者の資格取得日は、当該上司や同僚を含め全て昭和49年11月1日以降となっており、申立人の氏名も無いこと、iii) 同社は既に商業登記簿謄本に記載されている住所地には存在せず、当該謄本から判明した同社の元役員に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は何も残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつたこと等を理由として既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回、申立人は、「申立期間はB社に勤務していた。親会社はC社だった。」と申し立てていることから、C社について調査したところ、同社は平成16年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した申立期間当時の役員等関係者は既に他界しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人を記憶しているC社の同僚は、「C社は工事の請負料をB社に支払っていたから、B社の従業員の給料等雇用条件は同社内部のことだと思う。」と供述している。

したがって、新たな事情を調査しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない